

一般住宅等除染Q & A

市民の皆様からよくある質問についてのお答えを記載させていただきました。是非御覧ください。

【Q1】 除染のタイムスケジュールについて教えてほしい。どのような順番で除染を開始するのか。その順番は同意書が届いた順で開始するのか。

→順番は、同意書が届いた順番ではなく、効率等を考慮しながら除染業者が決めることとなります。1つの工区の中で複数の班体制で、全体的に除染を進めていくことを予定しております。

【Q2】 除染事業者からの事前連絡方法は。また、立会いの希望日は聞いてくれるのか。土曜・日曜などの立会いは対応できるのか。

→除染事業者から各所有者に連絡をとって立会いを実施することとなります。連絡は、同意書又は委任状に記載された電話番号宛てに連絡いたしますので、日中連絡の取れる番号を記載してください。また、立会いは、基本的には平日の9時～17時を想定しておりますが、土曜・日曜の対応、時間外の対応についても考慮をさせていただきます。

【Q3】 1件の住宅当たり、どれくらい時間がかかるのか。また、除染の作業時間は。

→対象となる住宅の状態に応じて作業日数は異なるかと思いますが、平均的な敷地の広さの一戸建ての住宅で事前調査、除染作業、事後立会いを含めると約1週間程度と想定しております。また、除染の作業時間は概ね午前8時から午後5時までを予定しております。

【Q4】 1日で除染が終わるのではなく、何日もかかるなら、何度も立ち会うことになるのか。

→除染作業中の立会いは必ずしも必要ではありません。ただし、作業実施前の打合せと作業完了後の確認の際の2回、それぞれ30分程度の立会いをお願いいたします。

【Q5】 土地と家屋の所有者が別の場合、両方の立会い又は委任状が必要なのか。

→立会いは親族間で同じ世帯の方であれば、片方の所有者の立会いでも対応可能です。除去土壌をどのように保管するか判断できる方の立会いをお願いいたします。この場合、委任状は必要ありません。

【Q6】 同意書提出後に売買等で所有者が変わった場合は、同意書を出しなおす必要があるのか。

→除染前であれば、新たな所有者からの同意が必要となります。所有権が変わる場合には、お手数ですが新しい所有者の方にお話いただき、市まで御連絡をお願いいたします。

【Q7】 除染の同意書と委任状を一緒に提出してくれ、とのことだったが、除染の予定が決まらなると、委任する相手も決められないのだが。

→その場合は、まず同意書のみ提出をお願いいたします。業者との立会い日程調整後に委任が必要となった場合は、後日委任状の提出をお願いいたします。

【Q8】 複数の土地を所有している場合、土地毎に立会いする者を変えることができるか。

→可能です。土地毎に代理人を選出し、市にはおのおの委任状の提出をお願いいたします。

【Q9】 同意書の提出期限を過ぎてしまった場合、それ以降同意書は受け付けないのか。

→期限を過ぎてでも対応できる範囲まで受け付けさせていただきます。

【Q10】 共有の私道などは、住宅分とは別に同意書を提出する必要があるのか。また、共有者の全員の同意と、立会いが必要なのか。

→その地区に所有する土地・建物について1枚の同意書で対応いたしますので、新たに同意書を提出いただく必要はございません。また、基本的に共有者全員の同意と立会いをお願いいたします。しかし、困難な場合については、個々の事情に応じて相談・対応させていただきます。

【Q11】 コールセンターを作って、リアルタイムに対応してほしい。

→各問い合わせの対応が事業者への委託の条件に含まれています。問い合わせ先を事業者からお知らせしますので、そちらに連絡してください。

【Q12】 同意手続きがあることから、除染は強制されるものではなく、選択するものであると思われるが、今までどれくらいの割合で同意を得ているのか。また、空家等の線量が高い場合はどうするのか。市で強制的に除染を実施するのか。

→約80%の地権者から同意を得ております。また、空家等が周囲に著しく放射線による悪影響を与えていると認められる場合は、対応策を検討いたします。

【Q13】 隣接する空家や空き地を除染しないと線量低減につながらないと考える。所有者への連絡はどうなっているのか。

→空家・空き地の所有者へも連絡を行っております。なるべく多くの方に同意いただけるように市としても働きかけてまいります。

【Q14】 除染実施後も0.23 μ Sv/hにならなかった住宅等があると聞いている。0.23 μ Sv/hにならないと問題はあるのか。また、0.23 μ Sv/hになるまで何度も除染してくれるのか。

→年間追加被ばく線量 1mSv 未満、時間によると 0.23 μ Sv/h 未満とすることを長期的な目標として除染を実施しておりますが、残念ながら、周辺の影響もあり、達成出来なかったところもありました。周辺からの影響を減少させるため、まずは除染対象地域の市内全域を一巡して除染を行い線量の低減を目指します。また、0.23 μ Sv/h にならないと問題ということではなく、目標としてとらえて頂きたいと考えております。なお、子どもさん達のバッジ式線量計の測定結果の平均値をみると、平成23年度は年間追加被ばく線量 1 mSv を超えていましたが、平成24年度以降は 1 mSv を下回っております。また、平成25年3月までに中学生までのホールボディカウンタ検査が終了いたしました。現段階まで将来にわたって予想される追加被ばく線量が 1 mSv を超える結果は出ておりません。

【Q15】 どのくらいの線量であれば有害なのか。また、郡山市内ではどこを除染するのか。

→国で年間追加被ばく線量 20mSv というひとつの線引きがあり、このラインを越えなければ、避難の必要はないとしております。健康に影響があるかについては、様々な考え方がありますが、年間追加被ばく線量 1 mSv (1時間あたり 0.23 μ Sv) 以上の地区については、安全安心のためにできるだけ線量を低くするという考えのもと除染を実施いたします。

【Q16】 年間追加被ばく線量 1 mSv の計算方法は。

→1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在したと仮定して計算をしております。また宅内では、屋外の4割程度の線量になると考えています。このような考え方で計算すると、事故前の自然放射線量率 0.04 μ Sv/h と合わせ、空間線量率 0.23 μ Sv/h で年間 1 mSv となります。

【計算式】

((空間線量率 0.23 μ Sv/h - 事故前自然放射線量率 0.04 μ Sv/h) \times 8時間 + (空間線量率 0.23 μ Sv/h - 事故前自然放射線量率 0.04 μ Sv/h) \times 16時間 \times 0.4) \times 365日 = 年間追加被ばく線量 1 mSv

【Q17】 放射線量がいくつ以上だったら除染する、という目安の線量はあるのか。また、除染した際どこまで下げるという目安の線量はあるのか。

→高さ1mで0.23 μ Sv/h以上を実施の目安としています。また、除染対象物の状況によって異なるため、一律の目安は設けておりませんが、十分な作業を行うことにより、従前の3割から5割の低減が図られると考えております。

【Q18】 住宅の放射線量が低いのだが、除染する必要があるのか。

→長期的に追加被ばく線量が年間 1mSv (高さ1mで0.23 μ Sv/h) 未満となることを目標としています。除染前の空間線量の測定の結果、高さ1mで平均0.23 μ Sv/h 未満となれば除染の必要はありません。ただし、側溝や雨樋下等の局所的な線量が周辺より有意に高く、高さ1mで0.23 μ Sv/h以上の箇所については、除染を実施いたします。

【Q19】 除染について一番知りたいのは、自宅の敷地内の線量である。それによって、除染をするかの判断、また、除染の意欲につながると考えている。細かく放射線量を測定してもらえるのか。

→屋外の除染前後の放射線量は、数箇所測定いたします。ただし、屋内など詳細な測定を望まれる場合は、現在市で行っている放射線量測定事業を御活用ください。(電話 024-924-5400) また、簡易サーベイメータの貸出し事業も行っておりますので併せて御活用ください。(電話 024-924-0071)

【Q20】 自宅で高さ1mでの線量と1cmの線量を比較した場合、1cmが倍近く高い。1cmで評価すべきではないか。

→人体に対する影響を考慮して、1mの高さでの空間線量率を計測した値で判断しております。

【Q21】 室内の除染はしないのか。庭の線量を下げれば、室内の線量が下がるのか。

→現在、室内で計測される空間線量率は、戸外からの影響と考えられます。そのため、戸外の除染を実施することで、室内の線量を下げたいと考えております。

【Q22】 ベランダ・バルコニーは、除染するのか。

→ベランダ・バルコニーについては、除染は実施しません。所有者の方の日常の清掃で対応をお願いいたします。

【Q23】 除染作業は、郡山市が作業項目としているものを全て実施しなければならないのか。作業項目の限定は出来ないのか。

→震災後に新築、造成をした等の特殊事情がなければ、線量低減のため郡山市が予定している全ての項目を実施させていただきたいと考えておりますが、各住宅等の御事情もごございますので、作業対象としている項目や範囲を限定することについては相談に応じてまいります。

【Q24】 雨樋の除染はどのように行うのか。

→高所作業車が入れる所は高所作業車により行い、高所作業車が入れない所は、足場を組むなどして実施いたします。実施内容としては、堆積物の除去と拭き取りを行います。

【Q25】 雨樋の堆積物の除去とあるが、その下の雨水桝の中の堆積物除去はお願いできるか。

→雨水桝の中の堆積物の除去についても実施いたします。

【Q26】 壁、窓、窓枠の除染は行うのか。

→壁などの垂直面については、放射性物質がほとんど付着していないため壁、窓、窓枠の除染は実施しません。窓、

窓枠については日々の清掃での対応をお願いいたします。
<p>【Q27】 高圧吸引洗浄で使用した水はどう処理するのか。 →水処理の手法は、使用した水を回収し薬剤を使い、きれいな水と放射性物質を集めた沈殿物に分離します。その後、水は側溝に排水し、沈殿物は除去土壌と一緒に保管いたします。</p>
<p>【Q28】 除染に伴い、住民の金銭負担はあるのか。 →基本的に除染費用の個人負担はありません。万が一、不当な費用を請求された場合には、原子力災害総合対策課まで御連絡ください。</p>
<p>【Q29】 樹木の剪定は、誰がどのような基準で決めるのか。必ず実施する必要があるのか。また、剪定は専門の者が行うのか。 →庭木を大事にしている切らないでほしいという方もいらっしゃいます。よって、剪定する量などを打ち合わせした上で実施いたします。また、剪定は常緑樹のみを対象として実施いたします。樹皮削り、伐採、伐根、樹木の高圧洗浄は実施出来ません。なお、剪定の作業は原則一般作業員が行います。</p>
<p>【Q30】 家の周りの邪魔なものを片づけてくれ、とのことだったが、体力的に作業が非常に難しい。どのような対応をしてくれるのか。また物置も移動する必要があるのか。 →片付けは、今回の除染作業の中では対応できません。親戚等に協力をいただくなど出来る限りで結構ですので対応をお願いいたします。また、物置については移動の必要はありません。</p>
<p>【Q31】 家庭菜園を行っている部分があるが、そのような場所はどのように除染するのか。 →家庭菜園と敷地が一体的になっている場合、除染を実施します。庭と同じように表面を5cm程度削り、その後、山砂を入れる予定です。ただし、事故後に既に耕作されている場合には、攪拌により線量が下がっていることが予想されるので、線量測定の結果を踏まえて対応を検討いたします。</p>
<p>【Q32】 表土は、自宅に保管とのことだが、砂利、庭木や雑草は自宅内に保管するのか。 →除去した砂利は自宅に保管となります。また、庭木の剪定等で生じた可燃物については、クリーンセンターへ搬入いたします。</p>
<p>【Q33】 自宅に除去土壌を保管することができないのだが、そのような場合の除染方法はあるのか。 →天地返しという手法があります。これは、放射性セシウムを含む上層の土と放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法です。ただし、底部に置いた表層土は、中間貯蔵施設稼働後も自宅から搬出することが出来ませんので、その点を御了解いただいた場合のみ実施することができます。</p>
<p>【Q34】 芝を剥ぎ取りした場合の復元方法は。芝の代わりに砕石を入れることは可能か。また、芝を除染のために自分で除去したが、表土除去後に芝を張ってもらえるのか。 →除染作業において、芝を剥ぎ取りした場合は、高麗芝で復元いたします。芝の代わりに砕石を入れること、また、既に芝を除去済の場合、新たに芝を張ることは出来ません。除染作業直前の現状復元になります。</p>
<p>【Q35】 表土除去後、客土に使用する土はどこから持ってくるのか。 →産地については指定しておりませんが、市の基準を満たした安全な山砂を使用します。</p>
<p>【Q36】 インターロッキングがあるが、その線量が下がらないときは交換してもらえるのか。 →インターロッキングの除染方法としては洗浄のみで、交換出来ません。</p>
<p>【Q37】 ブロック塀の上の部分（水平面）は除染しないのか。 →ブロック塀の上部分（水平面）については、可能な限り除染いたします。</p>
<p>【Q38】 除染と併せて、鉢植えの植物、プランター、角材等の家庭ごみは処分してもらえるのか。 →除染作業の中で併せて処分することはできません。そうした物は、市で定めている家庭ごみの分け方と出し方に従い、御自身で処分してください。</p>
<p>【Q39】 埋設する方法と地上保管の方法があるが、地上保管が先に中間貯蔵施設への搬出とはならないのか。 →中間貯蔵施設への移動に順番を付ける、ということは考えておりません。公平に対応したいと考えております。</p>
<p>【Q40】 フレキシブルコンテナの耐久性は何年くらいなのか。 →おおむね5年くらいを目安に考えております。</p>
<p>【Q41】 除去土壌を工区外の所有地（農地を含む）に運搬してもらうことは可能か。 →工区外の所有地への運搬はできません。ただし、同一工区内であれば個別協議させていただきます。</p>
<p>【Q42】 敷地に土がほとんどなく、コンクリートが多いときは、コンクリートを壊してまで埋設場所を作るのか。 →敷地に土がほとんどない場合も多々あると思いますが、その場合、保管物が少量になることが想定されるため、小さいサイズの地上保管容器の使用を検討しております。なお保管場所が不足するケースについては個別協議させていただきます。</p>
<p>【Q43】 保管方法は、所有者が決めることができるのか。 →地下保管を基本としていますが、地下に配管がある場合やコンクリートのたたきだけで表土等を埋設できる場所</p>

がない場合は地上保管になります。最終的には協議し保管方法を決定いたします。
<p>【Q44】 同意条件の中に「埋設した部分の土地を土砂搬出の際に妨げにならないようにしておく。」旨の条件がある。仮に埋設箇所にコンクリートを打った場合でも、市の負担で掘り起こしてもらえるのか。</p> <p>→市が責任を持って掘り起こしに取り組みますが、コンクリートは搬出の妨げになることと、現時点で埋設時点以上の状態での復旧補償が出来かねることから、埋設箇所は可能な限り搬出となるまで現状維持をお願いいたします。このため将来的な土地利用も考慮し、保管場所の検討をお願いいたします。また、埋設場所の変更を検討される場合には、市へ御連絡ください。</p>
<p>【Q45】 住宅を除染した場合、どの程度の汚染土壌が発生するのか。</p> <p>→表土除去を行う庭の大きさにもよりますが、20㎡程度の庭で約1㎡の除去土壌が発生し、フレキシブルコンテナでは1袋、地上保管容器では9個程度となります。</p>
<p>【Q46】 地上保管の容器の周囲を土を充填した容器で覆う、とはどのようにするのか。また、容器の大きさは。</p> <p>→直径45cmのドラム型容器を直径80cmの合成樹脂管の中央に設置します。ドラム型容器と合成樹脂管の隙間に遮蔽用のきれいな土を充填します。さらに雨水の侵入を防ぐため、保管容器全体をシートで覆います。容器の高さは約1mとなります。</p>
<p>【Q47】 機械が入る場所がなくても、穴を掘って埋めてくれるのか。また、地下保管に必要な穴の大きさは。</p> <p>→手掘りで穴を掘ることになります。また、フレキシブルコンテナ1袋は、縦横1m四方、深さ1.3m掘削できれば埋設可能です。</p>
<p>【Q48】 保管している場所に建替等を予定している場合、移動できるのか。</p> <p>→原則はそのままですが、建替による敷地内移動の必要等が生じた場合は、対応を検討させていただきますので、事前に市まで御相談ください。なお、保管物の投棄や無断運搬については放射性物質汚染対処特措法で禁じられており、罰則があります。</p>
<p>【Q49】 地上保管容器の遮蔽率が90%でも、除去土壌等を集めた結果、線量が高くなり、90%の遮蔽では足りないことはないのか。</p> <p>→容器に除去土壌を入れる際、線量の高いものを中央部に入れ、低いものを周辺に入れるなどの工夫をし、周辺と変わらない線量になることを確認しております。空間線量率については、除染終了時に確認をいただきたいと考えております。</p>
<p>【Q50】 埋設箇所を確保するために、樹木の伐採をしてもらうことはできるか。</p> <p>→可能な限り埋設可能な他の場所を検討することになりますが、全く埋設可能な場所がない場合は、別途、協議の上、個別対応させていただきます。</p>
<p>【Q51】 除染作業中、車はどこに移動すればよいのか。市で駐車場を確保しているのか。</p> <p>→市で駐車場は確保しておりません。所有者の方で代替え地の確保をお願いいたします。</p>
<p>【Q52】 震災により家屋が損壊し、解体撤去予定である。除染と解体のどちらを優先すべきか。</p> <p>→解体を優先してください。その後、除染の必要性があれば庭等の除染を行います。</p>
<p>【Q53】 ため池は周囲から水の流入があるため、底質に高い線量の放射性物質が溜まっていると思われるが、どういう方針でため池の除染を進めていくのか。</p> <p>→平成26年12月に国において、「生活圏に存在するため池で、一定期間水が干上がることによって、周辺の空間線量率が著しく上昇する場合には、必要に応じ、生活空間の一部として除染を実施します。」との方針が示され、具体的な工法として、「底質の除去」又は「底質の被覆」が提示されたことから、今後、状況に応じ対応してまいります。</p>
<p>【Q54】 道路、側溝の除染はいつ、どのように実施するのか。</p> <p>→私道、敷地内の側溝については住宅除染と合わせて実施します。道路、それに付随する側溝の除染については、一般住宅除染終了後に予定しております。事前モニタリングを行い、道路上において高さ1mで0.23μSv/h以上を実施の目安と考えております。なお、その際に発生する除去土壌等を地域内又は隣接の公共施設に保管しますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>
<p>【Q55】 自費で行った除染について、補償はあるのか。</p> <p>→東京電力は、平成24年9月30日までに実施した自主的除染に係る費用のうち、実際に負担された「外部委託費用」「物品購入費」「証明書類取得費用」を補償対象とすると発表しました。詳しくは福島原子力補償相談室までお問い合わせください。(電話 0120-926-404) なお、上記以外の除染費用の補償については、東京電力に直接請求ください。</p>
<p>【Q56】 郡山市としては、どのような現場管理監督の方法を考えているのか。</p> <p>→除染事業者の社内で十分検査体制をとるよう指示しており、また、市職員自ら又は管理監督を委託した第三者機関が現場の管理監督を実施しております。</p>